
第3部 実施計画



■実施計画を読むにあたって

(1) 「目標達成に向け強化する施策・重点的に取り組む施策」を明確にしました。

「第1部 I 『改定うらやす男女共同参画プラン』の枠組み」の「3 プラン改定のポイント」(7ページ参照)で述べたとおり、このプランでは主要課題の解決策として、目標ごとに強化・重点的に取り組む施策を明確にしました。その内容を、「目標達成に向け強化する施策・重点的に取り組む施策」として明記しました。

(2) 施策のねらいを明確にするとともに、取り組むべき事業の背景を明記しました。

方針・施策・基本事業の流れとともに、施策のねらいを明確にしました。また、「第2部 基本計画」で述べたそれぞれの目標達成に向け取り組むべき事業の具体的な背景を「事業を推進するにあたって」として明記しました。

(3) 個々の事業を包括的にとらえた「基本事業」を明記しました。

実施計画は基本計画の下位に位置づけられており、基本理念を具現化するための施策・事業をまとめたものです。事業については、施策を推進する個々の事業が多岐にわたっているため、実施計画ではそれらの事業を包括的にとらえ、名称を「基本事業」としました。

(4) 基本事業に実施区分を設けました。

基本事業には新たに実施区分を設けました。実施区分は、それぞれの基本事業が計画期間の中でどのように実施・計画されるかをあらわしており、下記のとおりA～Cのアルファベットで表記されています。

【実施区分】

A：「2002年プラン」から引き続き実施し、さらに充実・発展させる事業

B：2011年度（平成23年度）までに新たに実施する事業

C：次期計画策定での実施に向けて準備・検討する事業

目標
I

生涯にわたる 男女平等観にたった 人間形成の推進

方針

施策

基本事業

1 男女平等に向けた
社会的気運の醸成

- | | | | |
|--------|---------------------|---|--|
| I -1-1 | 性による差別解消に向けての意識の醸成 | ▶ | ① 男女平等に関する啓発事業の充実
② 男女平等社会への理解を深めるフォーラム等の充実 |
| I -1-2 | 男女平等に関する情報の収集と提供 | ▶ | ① 女性プラザにおける情報発信事業の充実
② 男女平等に関する情報収集・提供機能の充実 |
| I -1-3 | 男女平等に基づく表現内容の適正化の推進 | ▶ | ① メディア・リテラシーを高める事業の充実
② ジェンダーの視点にたった表現の適正化 |

2 生涯にわたる
男女平等教育の推進

- | | | | |
|--------|--------------------------|---|--|
| I -2-1 | 家庭・地域における男女平等意識を育てる学習の推進 | ▶ | ① 男女平等に関する講座の充実
② 男女平等に関する男性向け啓発事業の推進
③ 男女がともに担う子育てに関する学習の推進 |
| I -2-2 | 家庭・地域生活への参加を促進する学習の充実 | ▶ | ① 女性の自立を促進する啓発事業の充実
② 男性のための生活技術等の学習支援
③ 地域活動への男女の参加の促進 |
| I -2-3 | 男女の自立を促進する学習への支援 | ▶ | ① 家庭・地域における男女共同参画を進める冊子等の制作・提供
② リーガル・リテラシー（法識字）を高める事業の推進 |

3 学校等における
男女平等教育の推進

- | | | | |
|--------|---------------------|---|--|
| I -3-1 | 男女平等の理念に基づく教育・保育の充実 | ▶ | ① 教育・保育における男女平等観育成の推進
② 男女の分け隔てのない進路指導の実施 |
| I -3-2 | 教職員等への男女平等意識の醸成 | ▶ | ① 男女平等教育を進める教職員等への研修の充実
② 教職員研修のための男女平等観にたったプログラム等の開発 |
| I -3-3 | 学校運営等における男女平等の推進 | ▶ | ① 男女混合名簿の導入等、学校生活における男女平等の推進
② 学校等における校務分掌等の男女共同参画の推進 |

目標達成に向け強化する施策・重点的に取り組む施策

1. 男女共同参画社会づくりに対する理解を深めるため、生涯学習など、さまざまな機会を通じて、ジェンダー（社会的性別）における平等の考え方について継続的な普及に努めます。
2. 学校教育の場などで、ジェンダー（社会的性別）における平等の視点にたった学習や指導の取り組みの強化を図るとともに、教育関係者などへの研修、啓発に積極的に取り組みます。

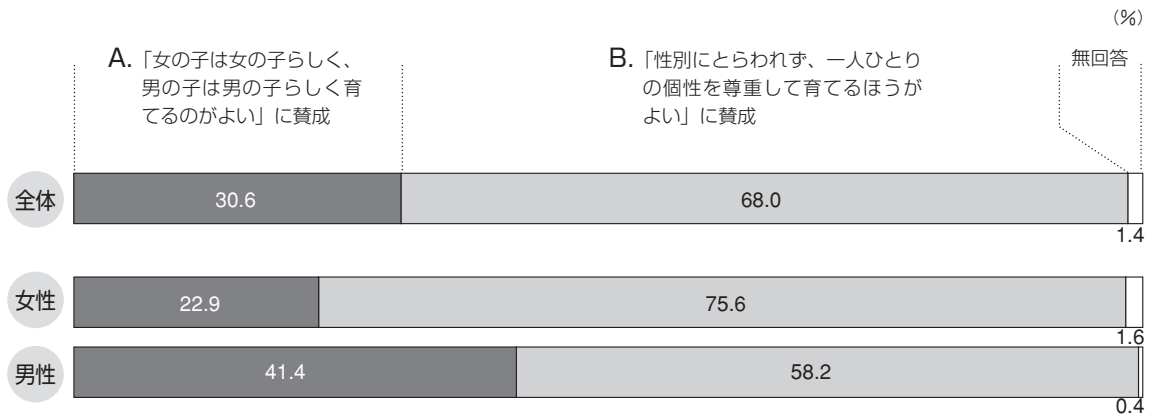
■ 事業を推進するにあたって

「市民意識調査」によると、子どもの育て方についての意識（図表 1）は、全体では「B. 性別にとらわれず、一人ひとりの個性を尊重して育てるほうがよい」に賛成する割合が 7 割近くと多く、「A. 女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい」に賛成する割合の倍以上になっています。しかし、男女別にみると、女性は 4 人に 3 人が「B」に賛成していますが、男性の場合、「B」は 6 割弱で、「A」に賛成する割合が 4 割を超えています。子どもの育て方については、男女の意識の違いが大きくなっています。

「A」は、女性と男性は生まれながらにして異なっており、それぞれの特性に基づいた役割があるという男女特性論をあらわしています。男女特性論は女性の妊娠・出産能力や男性の身体能力などの生物学的性別（セックス）によって男女の役割や行動などを固定化する考え方です。一方、「B」は「性別にかかわらず一人ひとりの個性を尊重する」というジェンダー（社会的性別）における平等の意識をあらわしています。ジェンダー（社会的性別）は、生まれながらにして備わっている生物学的性別（セックス）とは異なり、家庭や地域、学校、メディアなど、さまざまな領域や環境の中で、知らず知らずのうちに身につけていきます。そのため、性別役割分業で営まれている社会では、子どもは性別役割分業意識をジェンダー（社会的性別）として受け継いでいく可能性があります。

21 世紀の浦安市にふさわしい男女共同参画社会づくりには、性別役割分業をはじめとするジェンダー（社会的性別）における平等について理解することが大切です。年齢や性別にかかわらず、誰もが学習を通じて視野を広めていくことは、一人ひとりの意識改革につながります。ジェンダー（社会的性別）における平等の意識を高めるうえでも、生涯学習・学校教育の果たす役割は非常に重要であるといえます。

図表 1. 子どもの育て方について（全体・男女別）



「市民意識調査」 全体N=1206 女性N=703 男性N=481

ジェンダーの



シリーズ④

たかが名簿、されど名簿？

小・中学校への男女混合名簿の導入については、「たかが名簿なのに、なぜ、変更する必要があるのかわからない」という声が聞かれます。

男女別名簿には2つの問題点があります。1つは、女性と男性をことさらに区分けすること、そしてもう1つは、男性が先になっているために、常に男性が優先的なカテゴリーとして扱われることです。このような性別による区分けは、女性と男性が異なる存在であることを意識づけることとなります。さらに、男性の優先順位が高いことによって、男性が優位、女性が劣位にあるという意識を植え付けることにもつながるといわれています。

「たかが名簿のことなのに大袈裟だ」と思われるかもしれませんが、男女混合名簿を導入した学校で生徒にアンケートをとったところ、男子生徒から「女子の後ろに並ぶのはいやだ」という意見が多数寄せられたという話があります。このことは、男子が先になるのが当然という意識が根づいていることをあらわしているといえます。「たかが名簿」ではありますが、「されど名簿」なのです。

男女共同参画に関する施策では、男女混合名簿の導入を働きかけています。それは、女性も男性も一人の人間として、互いに個性を尊重する意識を育む一歩だからです。(75 ページへ続く)

方針 1 男女平等に向けた社会的気運の醸成

男女共同参画社会の形成とは、誰もが自分の個性と能力を発揮し、一人の人間としていきいきと生きることのできる社会を築くことです。そのためには、市民一人ひとりが、性別役割分業意識の解消やジェンダー（社会的性別）における平等について、正しく理解することが大切です。そこで、男女平等に関する講座等の開催、情報の収集・提供に力を入れるとともに、市の広報等を男女平等観にたった表現・内容とするためのガイドラインの作成を行い、市民一人ひとりの男女平等観の育成を推進します。

施策 I - 1 - 1

性による差別解消に向けての意識の醸成

- ◆ 市民一人ひとりが生き方・暮らし方をとおして、身近なところからジェンダー（社会的性別）に気づき、その解決に向けて歩みだすきっかけをつくることをねらいとしています。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 男女平等に関する啓発事業の充実	女性が抱える問題を体系的に学ぶ「ウーマンズ・カレッジ」、ジェンダーへの気づきを促す「エンパワーメント女性学講座」などを開催	A	企画政策課
② 男女平等社会への理解を深めるフォーラム等の充実	毎年実施している「女と男 ^{ひと} うらやすかがやきフォーラム」を継続して開催するほか、新たに男女共同参画週間に関わる事業を実施	A B	企画政策課

◆ 男女共同参画週間

男女共同参画社会基本法の目的・基本理念への理解を深めるために国が定めた期間で、6月23日～6月29日の1週間。

◆ メディア・リテラシー

メディアにおける情報を解読・活用する能力、メディアを使って表現する能力のことです。一般的にはメディア教育に関連して使われています。

施策
 I -1-2

男女平等に関する情報の収集と提供

- ◆ 男女平等に関する情報を的確に収集し、男女共同参画社会の形成について市民一人ひとりに広く周知を図ることがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 女性プラザにおける情報発信事業の充実	ホームページを利用した情報の提供や「女性プラザニュース」の発行、情報提供を目的とする講座形式の事業「インフォメーション・カフェ」の開催	A	企画政策課
② 男女平等に関する情報収集・提供機能の充実	女性プラザや中央図書館における情報の収集・提供	A	企画政策課 / 中央図書館

 施策
 I -1-3

男女平等に基づく表現内容の適正化の推進

- ◆ 情報の受け手の側がジェンダー（社会的性別）の視点から情報を適切に把握し、理解し、活用する力（メディア・リテラシー）を身につけることをねらいとしています。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① メディア・リテラシーを高める事業の充実	これまで行ってきたIT講座の中でメディア・リテラシーの向上を図るとともに、情報を読み解く事業等の実施	A B	企画政策課 / 情報政策課 / 中央図書館
② ジェンダーの視点にたった表現の適正化	人権尊重・擁護やジェンダー（社会的性別）における平等を正しく理解できるように、市の広報等の表現・内容に関するガイドラインの制作	B	企画政策課

方針 2 生涯にわたる男女平等教育の推進

男女共同参画社会の実現をめざすには、性別役割分業で営まれている暮らしから、女性には就業の場への参加が、男性には家事・育児・介護への参加が求められています。また、地域に男女共同参画の理念を浸透させるには、女性も男性もともに、ジェンダー（社会的性別）における平等の考え方にたって地域活動に参加していくことが大切です。そこで、公民館等を中心として、どの世代においても、家庭・地域における男女平等意識を育てる学習、家庭・地域生活への参加を促す学習、男女の自立を促進する学習を推進します。

施策 I -2-1

家庭・地域における男女平等意識を育てる学習の推進

- ◆ 性別役割分業意識や三歳児神話、ジェンダー（社会的性別）などによって生じる課題を歴史的、体系的に学ぶことをとおして、男女共同参画社会への理解を深めることがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 男女平等に関する講座の充実	ジェンダー（社会的性別）の視点からみた女性の課題を歴史的、体系的に学ぶ講座や男女共同参画に関する身近な課題を掘り下げる講座等の開催	A	公民館
② 男女平等に関する男性向け啓発事業の推進	ジェンダー（社会的性別）の視点からみた男性の課題を体系的に学ぶ講座や男性を対象とした男女共同参画に関する身近な課題を掘り下げる講座等（男性学講座）の開催	B	公民館
③ 男女がともに担う子育てに関する学習の推進	公民館等において、男女平等観にたった子育て講座や家庭教育学級の開催	B	公民館

◆ リーガル・リテラシー（法識字）

自分にどのような権利があり、それを実際に使うために、どのような法制度上の手続きをすればよいかを理解し、活用する能力のこと。

施策
 I -2-2

家庭・地域生活への参加を促進する学習の充実

- ◆ 体験的、実践的な学習をととして、女性が社会的な力をつけること、男性が生活的な力をつけることがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 女性の自立を促進する啓発事業の充実	女性を対象として、自分の意見を伝える力を培うための講座やグループ活動等の発表の場の提供	B	公民館
② 男性のための生活技術等の学習支援	男性を対象として、料理教室や育児参加を促す講座等の開催	A	公民館
③ 地域活動への男女の参加の促進	地域への関心を呼び起こすとともに、地域活動への男女の参加を促すきっかけとなる事業の実施	B	地域ネットワーク課／市民活動推進課

 施策
 I -2-3

男女の自立を促進する学習への支援

- ◆ 統計資料や法律等の情報を提供することをととして、男女共同参画社会づくりを進める学習を支援することがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 家庭・地域における男女共同参画を進める冊子等の制作・提供	講座等で活用する教材として、男女共同参画を進める冊子（「うらやすデータブック」）の制作・提供	B	企画政策課
② リーガル・リテラシー（法識字）を高める事業の推進	男女平等観にたった、身近な課題をととして憲法や民法、税制度、年金制度などの法律や制度について学ぶ講座の開催	A	企画政策課／公民館

方針 3 学校等における男女平等教育の推進

子どもたちは、知らず知らずのうちにジェンダー（社会的性別）を身につけていきます。幼少期からジェンダー（社会的性別）における平等の意識を培うため、男女平等に基づいた教育・保育を行うとともに、教職員等への研修を充実させるなど、男女平等教育を進めます。

施策 I -3-1

男女平等の理念に基づく教育・保育の充実

- ◆ 教育・保育の場で、ジェンダー（社会的性別）における平等の視点にたったカリキュラムを推進するなど、教育や保育を通じて、子どもたちが男女平等観を身につけていくことをねらいとしています。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 教育・保育における男女平等観育成の推進	教育課程や保育の実施事業をとおした、男女平等観の育成	A	指導課 / 保育幼稚園課
② 男女の分け隔てのない進路指導の実施	性別にとらわれない進路指導の実施	A	指導課

◆ 三歳児神話

「3歳までは母親の愛情が不可欠なので母親は育児に専念するべき」というように母子関係を強調する育児のこと。近年は、親をはじめ、できるかぎり多くの人が子どもとかかわることが望ましいという育児観に変わってきています。

◆ 性の商品化

必然性がないにもかかわらず、ことさらに水着姿や裸の女性を登場させるなど、「性」とりわけ女性の「性」を人格と切り離し、金銭と交換可能な商品とすること。こうした行為は女性への人権侵害と位置づけられています。

施策
 I -3-2

教職員等への男女平等意識の醸成

- ◆ 子どもたちは、周囲の大人の態度や行動、言葉遣いなどからも男女平等か不平等かを敏感に感じとっていきます。小・中学校教職員、幼稚園教員、保育職員へのジェンダー（社会的性別）における平等についての理解を促すことがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 男女平等教育を進める教職員等への研修の充実	小・中学校教員研修や幼稚園教員研修、保育職員研修等において男女共同参画の理念を伝える内容の導入	A	指導課 / 保育幼稚園課
② 教職員研修のための男女平等観にたったプログラム等の開発	教職員等を対象とした男女平等に関する研修プログラムの開発や、教職員等参加による男女平等教育を進める教材開発の検討	B	企画政策課 / 指導課

 施策
 I -3-3

学校運営等における男女平等の推進

- ◆ 学校における子どもたちに向けた活動や学校という職場を、ジェンダー（社会的性別）における平等の視点にたって運営することがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 男女混合名簿の導入等、学校生活における男女平等の推進	男女混合名簿導入の促進、並びに行事、校則および園服等の見直しの働きかけ	A	学務課 / 保育幼稚園課
② 学校等における校務分掌等の男女共同参画の推進	男女平等の視点にたった教務主任、生徒指導担当等の性別によるかたよりの改善に向けた働きかけ	B	学務課

目標
Ⅱ

男女の人権尊重・擁護と健康支援の促進

方針

施策

基本事業

1

男女の人権尊重と擁護のための
対策と体制の整備

- | | | | |
|--------|----------------------------|---|--|
| Ⅱ -1-1 | 「女性への暴力」根絶に向けた取り組みの推進 | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> ① DV に対する正しい理解の促進 ② DV 被害者に対する保護・自立支援の充実 ③ DV の根絶に向けた調査・研究および研修の推進 |
| Ⅱ -1-2 | セクシュアル・ハラスメント防止対策と体制の整備・充実 | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> ① 企業へのセクシュアル・ハラスメントに対する正しい理解の促進 ② 市職員へのセクシュアル・ハラスメント防止対策の充実 ③ 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の充実 |
| Ⅱ -1-3 | 人権尊重と擁護のための相談体制の拡充 | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> ① 女性のための相談機能の強化・充実 ② 男性のための相談事業の推進 ③ 相談事業従事者への男女平等観にたった研修の充実 |

2

互いの性の尊重を育む意識啓発の促進

- | | | | |
|--------|---------------------------|---|--|
| Ⅱ -2-1 | リプロダクティブ・ヘルス/ライツに対する理解の促進 | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> ① リプロダクティブ・ヘルス/ライツに対する正しい理解の促進 ② リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報の収集・提供 |
| Ⅱ -2-2 | 家庭・地域等における性教育の推進 | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> ① エイズ・性感染症に関する正しい理解の推進 ② 子どもの成長にあわせた性に関する正しい知識の普及 |
| Ⅱ -2-3 | 学校等における性教育の拡充 | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> ① 互いの性を尊重する性教育の充実 ② 教職員等への互いの性を尊重する性教育指導の推進 |

3

生涯にわたる男女の健康支援の推進

- | | | | |
|--------|----------------------------|---|--|
| Ⅱ -3-1 | 男女の性差に応じた的確な医療の推進 | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> ① 性差医療に関する情報の収集・提供 |
| Ⅱ -3-2 | 心と体の健康づくりへの支援 | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> ① 女性の健康づくりへの支援 ② ライフステージを踏まえた健康づくりへの支援 |
| Ⅱ -3-3 | 性差を理解する視点にたった妊娠・出産・育児支援の充実 | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> ① 妊娠している女性や新生児の保護に関する取り組みの充実 ② 父親・母親のための妊娠・出産・育児に関する事業の充実 |

目標達成に向け強化する施策・重点的に取り組む施策

1. すべての市民が、互いの人権と生き方を尊重しあえる社会づくりに努めます。
2. DV についての認識を深めるための活動や被害者の支援、予防のための対策など、女性に対する人権尊重の施策を強化します。
3. 男女が生涯にわたって健康管理を的確に行えるように、男女がともに「性」の違いによる心と体の健康に関する理解を深めるよう努めます。

■ 事業を推進するにあたって

生涯にわたって、一人ひとりの人権が認められ、心身ともに安全な暮らしを営むことは、すべての人に保障されている権利です。その権利を尊重・擁護するには、生物学的性別（セックス）やジェンダー（社会的性別）に対する正しい理解を促し、人としての権利を認識する意識の醸成が不可欠です。

図表 2 のとおり、DV は、殴る、蹴るなどの身体的暴力のほか、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などに分けられます。しかし、暴力に対する認識では、身体的暴力に比べると、精神的暴力や社会的暴力、経済的暴力、性的暴力が低く、DV に対する理解は十分ではない様子がうかがえます。

また、セクシュアル・ハラスメントも、その防止に努めることが法律で義務づけられていますが、「職員意識調査」では、割合は少ないものの、女性の能力発揮に必要なこととして「セクシュアル・ハラスメントの防止」があがっています。

女性に対する暴力は人権侵害と位置づけられています。DV やセクシュアル・ハラスメントが暴力であるという認識を深めるとともに、男女が互いの人権を尊重する社会づくりが必要です。

また、日常の暮らしの中でストレスを感じる度合いは、女性のほうが高くなっているにもかかわらず、女性の 3 人に 1 人は健康診断を受けていないという実態も浮き彫りになりました。ライフステージ別では、健康診断を受けていない割合は、「末子未就学児」がいる女性が最も多く、58%と過半数を占めています。次いで「末子小中学生」が 36%と続いており、子どもの年齢が小さいほど、その母親が健康診断を受診する割合が低くなっています（図表 3）。

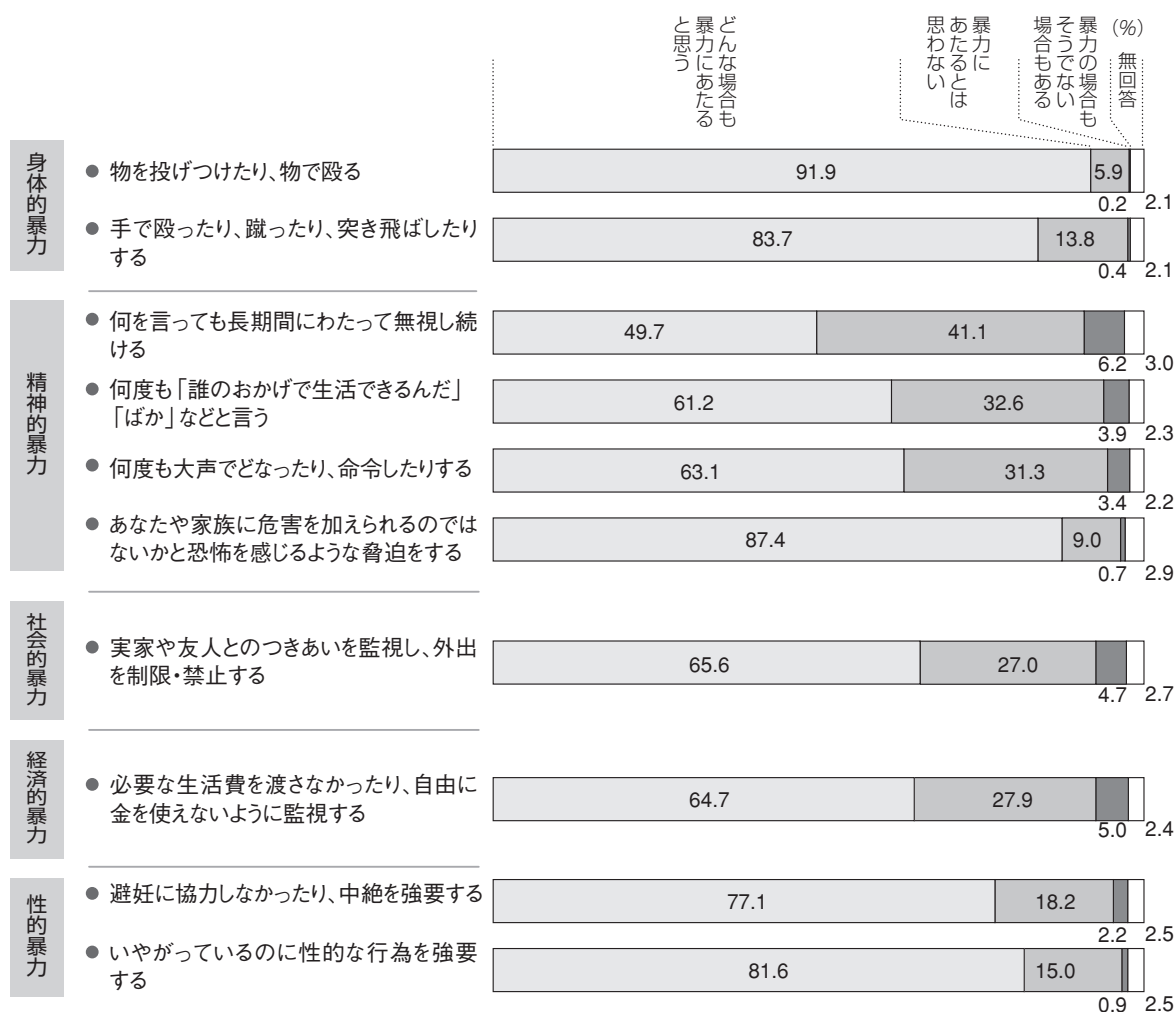
近年、男女の心と体の健康づくりについては、リプロダクティブ・ヘルス/ライツと性差医療という 2 つの大きな取り組みが行われています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、「性と生殖の健康を人権としてとらえよう」という考え方をあらわす言葉です（13 ページ参照）。

一方、性差医療は、男女の生物学的な違いを考慮した医療という意味で、国も「男女共同参画基本計画（第2次）」の中で、その知識の普及を掲げています（68ページ参照）。

「市民意識調査」では、図表4のとおり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを「重要な権利である」とする意見が男女ともに80%前後を占めています。しかし、重要と考える度合いには、男女差があります。また、「職員意識調査」でリプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉の認知度をたずねたところ、男女とも「知っている」（「詳しく知っている」「大体知っている」の合計）が10%前後と、きわめて少ないことがわかりました（図表5）。

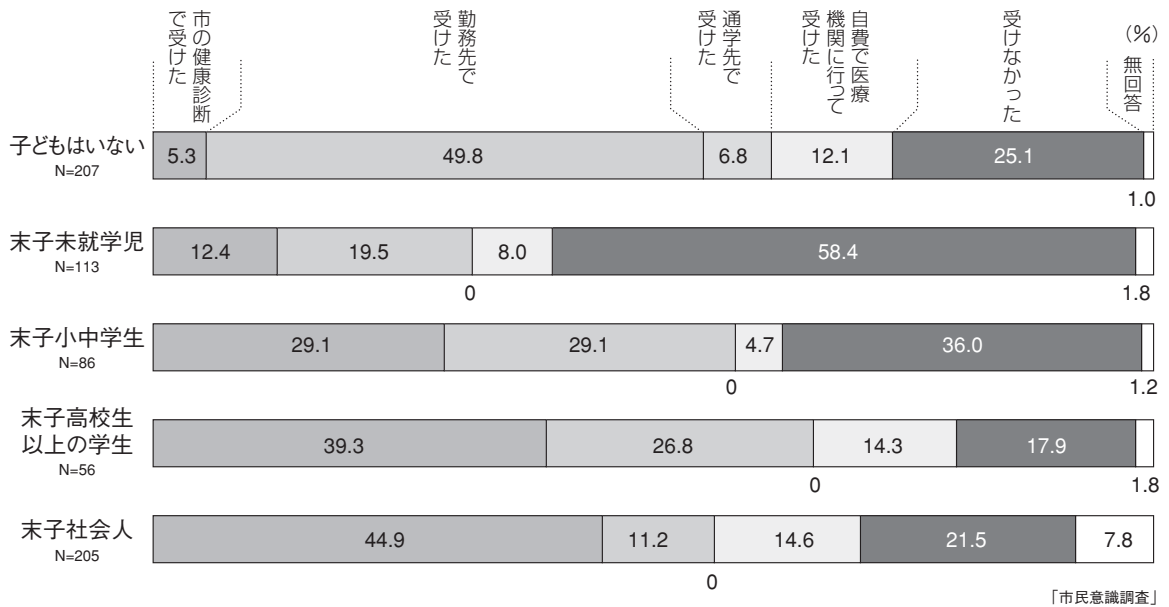
このような状況を踏まえて、男女が互いの人権を尊重する意識の啓発を積極的に推進し、ともに健やかに暮らせるよう、DVやセクシュアル・ハラスメントなどに関する相談体制の充実、互いの性を尊重する意識の啓発や健康づくりなどの支援を進めます。

図表2. 夫婦・パートナー間に暴力に対する認識（全体）

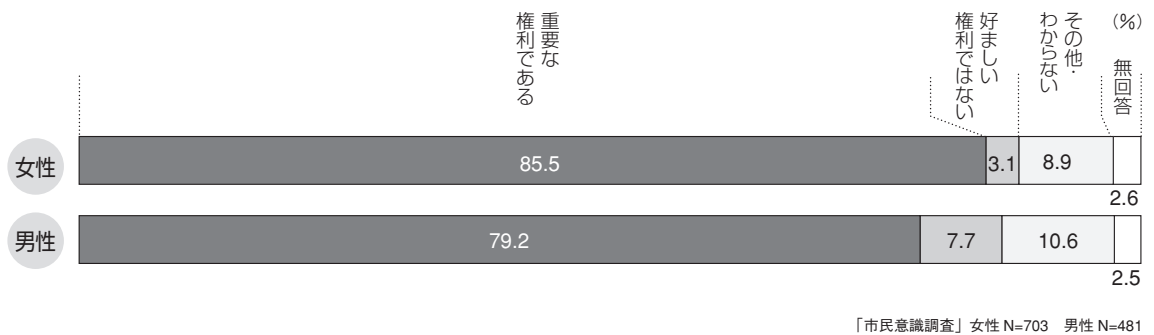


「市民意識調査」全体 N = 1206

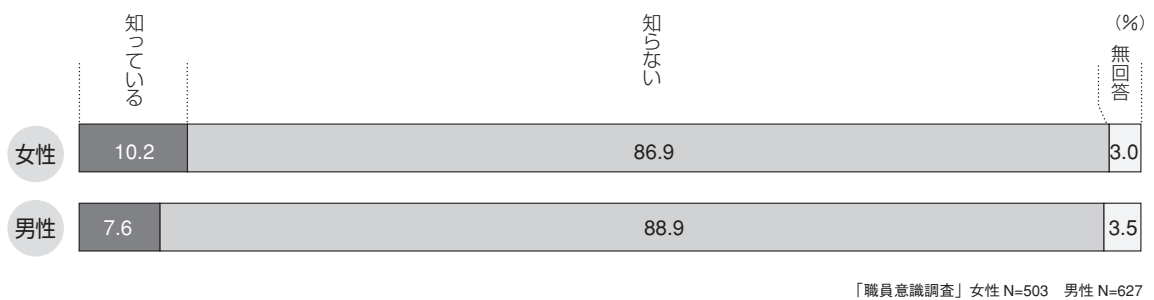
図表 3. ライフステージ別・健康診断の受診状況（女性）



図表 4. リプロダクティブ・ヘルス/ライツに対する考え方（男女別）



図表 5. リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認知度（男女別）



方針 1 男女の人権尊重と擁護のための対策と体制の整備

「女性への暴力」の根絶には、DV やセクシュアル・ハラスメントが暴力であるという認識を高める必要があります。DV やセクシュアル・ハラスメントに対する正しい理解を促すとともに、男女の人権を尊重する視点から相談事業を拡充・強化することにより、あらゆる分野における人権侵害の救済に向けた取り組みを推進します。

施策 Ⅱ -1-1

「女性への暴力」根絶に向けた取り組みの推進

- ◆ DV に対する正しい理解を促す啓発事業を行うとともに、DV 被害者への支援や、職員を対象とした DV への正しい理解を促す研修を実施するなど、「女性への暴力」の根絶に向けた取り組みを強化することがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① DV に対する正しい理解の促進	DV に対する理解を進める冊子の発行や「女性に対する暴力をなくす運動」に関わる啓発事業の実施	A	企画政策課
② DV 被害者に対する保護・自立支援の充実	DV 相談支援カード、DV 被害者の自立に向けた支援等をまとめた冊子の発行、DV 被害者の自立を支援する民間団体への援助	A	企画政策課
③ DV の根絶に向けた調査・研究および研修の推進	職員への DV 研修や加害者更正プログラムに関する情報の収集、DV 職務関係者研修等への積極的参加	B	企画政策課

施策 Ⅱ -1-2

セクシュアル・ハラスメント防止対策と体制の整備・充実

- ◆ 市内事業所や市役所、学校等の職場への働きかけを強化することをおして、セクシュアル・ハラスメントへの理解を促し、その防止に努めることがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 企業へのセクシュアル・ハラスメントに対する正しい理解の促進	セクシュアル・ハラスメント防止に関する情報の提供やセクシュアル・ハラスメントに関する講演会等の開催	A	商工観光課
② 市職員へのセクシュアル・ハラスメント防止対策の充実	健康相談やメンタルヘルス相談など、市職員のための相談機能の充実、セクシュアル・ハラスメントを防止する研修の実施	A	人事課
③ 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の充実	学校等におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談体制の整備。教職員研修におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する内容の導入	A	学務課

施策 Ⅱ-1-3

人権尊重と擁護のための相談体制の拡充

- ◆ DV相談などの女性の人権を尊重する相談の充実や男性が抱える問題に対応する新たな相談への取り組みなど、相談事業の強化を図るとともに、男女の人権尊重・擁護を基本とする男女共同参画社会の理念について、相談事業従事者の理解を促すことがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 女性のための相談機能の強化・充実	DV相談をはじめとする女性プラザおよびこども家庭支援センターにおける相談機能の拡充。子ども、高齢者、障がい者への虐待、在日外国人のDV被害など、他の相談事業との連携・協力	A	企画政策課 / こども家庭課
② 男性のための相談事業の推進	男性がいきいきと暮らせるよう、新たに男女共同参画の視点にたった男性のための生き方相談の実施	B	企画政策課
③ 相談事業従事者への男女平等観にたった研修の充実	地域の相談員として相談事業に従事する人を対象に、男女共同参画の理念を正しく理解するための研修の実施	B	企画政策課

方針 2 互いの性の尊重を育む意識啓発の促進

「性と生殖の健康を人権としてとらえよう」というリプロダクティブ・ヘルス/ライツは、性生活・妊娠・出産の安全の確保と選択・決定の自由を提唱し、性感染症・エイズ・性暴力・売買春・性的商品化などが女性への人権侵害にあたるという考え方です。その根底にあるのは、男女がともに、互いの人権を侵害することなく、男女の心と体の違いを尊重しようということです。このようなリプロダクティブ・ヘルス/ライツの考えを広く市民に普及するとともに、家庭や地域、学校等で男女の人権尊重・擁護の視点にたった性教育を推進します。

施策 Ⅱ -2-1

リプロダクティブ・ヘルス/ライツに対する理解の促進

- ◆ リプロダクティブ・ヘルス/ライツへの正しい理解を促すとともに、互いの人権を侵害することなく、男女の心と体の違いを認め合うことの大切さを伝えることがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① リプロダクティブ・ヘルス/ライツに対する正しい理解の促進	市職員や教職員を対象とした研修へのリプロダクティブ・ヘルス/ライツへの理解を促す内容の導入、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点にたった講座の開催	B	企画政策課 / 指導課 / 人事課
② リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報の収集・提供	「女性プラザニュース」等で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツや子どもの性意識・性行動に関する情報の提供	B	企画政策課

◆ ドメスティック・バイオレンス

配偶者・パートナー・恋人など、親密な関係にある相手に対して振るう暴力のこと。その被害者が圧倒的に女性に多いことから「女性への暴力」とされており、女性に対する人権侵害と位置づけられています。暴力の内容としては、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などに分類されますが、これらの暴力は組み合わせられて振られることが多くなっています。DV防止法により、被害者の救済等が図られています。(111 ページ参照)

施策 Ⅱ -2-2

家庭・地域等における性教育の推進

- ◆ 子どもの成長にあわせた性に関する知識やエイズや性感染症に関する正しい知識について、広く市民に普及することがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① エイズ・性感染症に関する正しい理解の推進	エイズ・性感染症に関する情報の提供	B	健康増進課
② 子どもの成長にあわせた性に関する正しい知識の普及	思春期への理解を深める講座の開催	A	健康増進課

施策 Ⅱ -2-3

学校等における性教育の拡充

- ◆ 学校等において、子どもたちが人権尊重・擁護の視点にたった性に関する知識やエイズや性感染症に関する正しい知識を習得できるようにすることがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 互いの性を尊重する性教育の充実	発達段階に応じた性教育の実施や専門家によるエイズ・性感染症に関する予防教育の実施	B	指導課
② 教職員等への互いの性を尊重する性教育指導の推進	デートDV等への認識を高めるなど、教職員研修への互いの性を尊重する性教育に関する内容の導入	B	指導課

方針 3 生涯にわたる男女の健康支援の推進

男女が自立して、仕事や家庭・地域社会にいきいきと参画するには、心身の健康が不可欠です。近年は性の違いを踏まえた性差医療への取り組みも進んでおり、健康の保持・増進についての考え方や出産・育児への取り組み方も変わってきています。そうした状況を踏まえて、性差医療に関する知識を普及し、性差を踏まえた心と体の健康づくりに取り組むとともに、男女がともに妊娠・出産・育児への理解を深めることができるよう、実践的な施策を推進します。

施策 Ⅱ -3-1

男女の性差に応じた的確な医療の推進

- ◆ 性差医療については一般的にはまだ知られていない様子がかがえることから、情報を収集・提供し、その知識の普及を図ることがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 性差医療に関する情報の収集・提供	性差医療に関する情報の収集・提供	B	企画政策課

◆性差医療

生物学的性別（セックス）を考慮した医療のこと。国の「男女共同参画基本計画（第2次）」の中に、性差医療に関する知識の普及として盛り込まれています。

◆セクシュアル・ハラスメント

一般的には雇用の場での性差別の具体的なあらわれとして起こる「性的いやがらせ」。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示などが含まれます。男女雇用機会均等法により、職場において防止のための対策を講じることが義務とされています。

施策 Ⅱ-3-2

心と体の健康づくりへの支援

- ◆ 女性の健康診査やがん検診等の受診を促進するとともに、生活習慣病予防や更年期に関する啓発事業等をとおして、市民一人ひとりの心と体の健康づくりを支援することがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 女性の健康づくりへの支援	女性に対する健康診査や乳がん・子宮がん検診等への受診の促進	A	健康増進課
② ライフステージを踏まえた健康づくりへの支援	生活習慣病予防や運動指導など、生活習慣病予防に関する講座や更年期に関する知識の普及のための事業や公立中学校における生活習慣病予防検診の実施	A	健康増進課 / 保健体育 安全課

施策 Ⅱ-3-3

性差を理解する視点にたった妊娠・出産・育児支援の充実

- ◆ 女性と男性がともに、親としての役割を担い、子どもを安心して産み育てられる社会を築くために、女性も男性もともに妊娠・出産や授乳などへの理解を深めることがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 妊娠している女性や新生児の保護に関する取り組みの充実	妊産婦にやさしい環境づくりに関する知識の普及事業。新生児、妊産婦訪問指導の実施	A	健康増進課
② 父親・母親のための妊娠・出産・育児に関する事業の充実	女性・男性を対象とした妊娠・出産への知識を深めるための講座の開催。妊娠・出産に関する相談や情報の提供	A	健康増進課

目標
Ⅲ

ワーク・ライフ・ バランスの推進

方針

施策

基本事業

1

家庭・地域生活における
男女の共同参画と自立の促進

Ⅲ -1-1	子育てへの 男女共同参画支援	▶	① 家庭・地域で担う子育て支援の促進 ② 男女がともに就業継続ができる育児支援の充実
Ⅲ -1-2	介護への 男女共同参画支援	▶	① 男女がともに担う介護に関する啓発事業の推進 ② 男女がともに就業継続ができる介護支援の充実
Ⅲ -1-3	高齢者・障がいのある人の ための男女共同参画の推進	▶	① 高齢者を対象とした男女共同参画に関する啓発事業の推進 ② 障がい者支援事業の推進
Ⅲ -1-4	ひとり親家庭への 自立支援	▶	① 自立のための生活支援の充実 ② ひとり親家庭への職業訓練の促進

2

職場における
男女平等の促進

Ⅲ -2-1	就労における性差別の解消 と条件整備	▶	① 企業における労働環境改善に向けた啓発事業の推進 ② 市職員における性別によるかたよりの改善
Ⅲ -2-2	男女の能力開発と就労支援	▶	① 女性の再就職支援・キャリアアップの促進 ② 新しい働き方に関する情報の提供・啓発
Ⅲ -2-3	職場における家庭・地域生 活との両立支援	▶	① 市民へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 ② 市内事業所へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 ③ 市職員へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

目標達成に向け強化する施策・重点的に取り組む施策

1. 男性も女性も、男女共同参画に対する意識を高め、ともに家族的責任を担うことができる生活スタイルを確立するための情報提供等を行います。
2. 家事・育児等への男女の参加を困難にしている長時間労働などの働き方を見直すとともに、男女ともに仕事と家庭の調和を図りながら就業を継続できる環境づくりに取り組みます。
3. 子育てをしている人やその支援に携わる人などが、ジェンダー（社会的性別）における平等に配慮した育児についての考え方を深めるための学習を支援します。

■ 事業を推進するにあたって

「市民意識調査」によると、浦安市では、女性の年齢階層別有職率が一般に子育て期といわれる30代で、ほかの世代よりも少ないM字型を描いています。その要因として、女性も男性も、誰もが安心して子育てや介護を担うことのできる社会制度や企業内環境が十分に整っていないこと、性別役割分業意識や三歳児神話が根強く残っていること、家事・育児・介護が女性の役割として固定化しており、男性の家事・育児・介護への参加が1日に約40分と少ないことなどがあげられます（29～30ページ参照）。

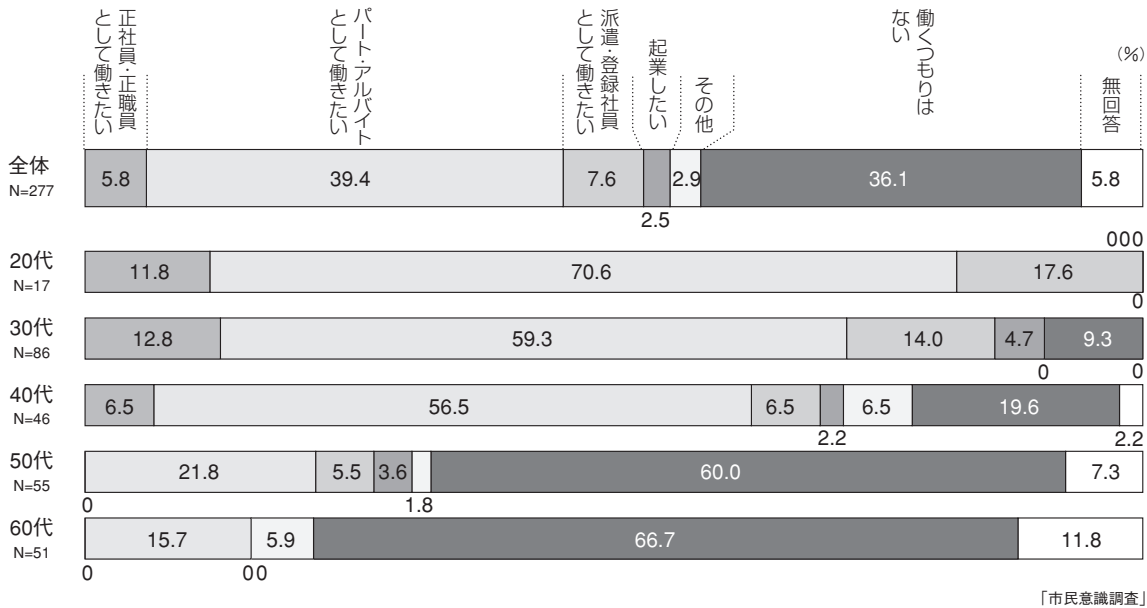
現在無職の女性に就労意向をたずねたところ、図表6のとおり、全体では60%近くが何らかの形で働きたいと考えています。特に20代では100.0%、30代では90.8%、40代でも71.7%と、若い年代ほど就労意向が高くなっています。

育児だけでなく、介護も就業の継続を難しくする要因の1つです。「浦安市高齢者等実態調査」（浦安市・2005年）では、「若年調査」として40～64歳の男女を対象に実態調査を行っています。それによると、家族が要介護状態になったときのかかわり方としては、「自分が主な介護者としてかかわりたい」が27.8%、「自分が中心ではないが、何らかの形で介護者としてかかわりたい」が43.8%となっており、経済的あるいは精神的なかかわり方ではなく、実際に介護をしようと考えている様子がうかがえます（図表7）。また、自分自身に介護が必要になったときの方策としては、「家族の世話だけでなく、在宅福祉サービスも利用し、家庭で生活する」が46.8%と最も多く、「配偶者や子どもだけに介護してもらって、家庭で生活する」を加えると、在宅介護を望む人が過半数を超えています（図表8）。

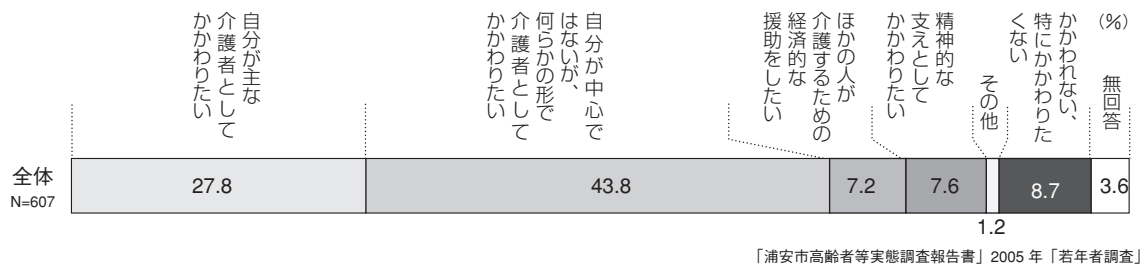
家庭・地域生活と職業生活は、相互に関連があります。家庭・地域生活の課題、あるいは職業生活の課題にそれぞれ個別に取り組むだけでは、生き方・暮らし方の調和を図ることは困難

です。ワーク・ライフ・バランスという考え方のもと、男女がともに調和のとれた家庭・地域生活と職業生活を担えるよう、各担当課と連携・協力して横断的な取り組みを進めます。

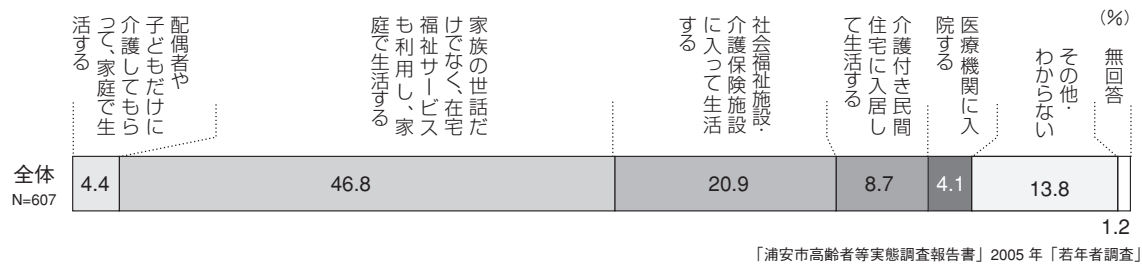
図表 6. 今後の就労意向（無職の女性・年齢階層別・70歳以上除く）



図表 7. 家族が要介護状態になったときのかかわり方（全体）



図表 8. あなた自身に介護が必要になったときの方策（全体）



方針 1 家庭・地域生活における男女の共同参画と自立の促進

核家族化等の定着に伴い、一般に、家庭における育児力・介護力は衰えているといわれています。また、人口の流入の激しい浦安市では特に、地域のつながりも希薄になりがちです。現状では女性が担っている子育てや介護を、男女共同参画の視点から男女がともに担えるようにするとともに、高齢者や障がいのある人たち、ひとり親家庭が、それぞれ自立して暮らせるよう、地域社会で互いに助け合うことが求められています。ワーク・ライフ・バランスの推進という視点から、誰もがいきいきと安心して暮らせる社会の実現を図ります。

施策
Ⅲ-1-1

子育てへの男女共同参画支援

- ◆ 子育てに対する女性の負担感を軽減し、男女がともに子育てを担うとともに、地域ぐるみの子育て支援を充実することがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 家庭・地域で担う子育て支援の促進	育児に関する情報の提供やファミリーサポートセンター事業、エンゼルヘルプサービス事業、こどもショートステイ一時保育、放課後異年齢児交流促進事業等子育て支援の充実。子育てを支援する人へのジェンダーにおける平等に関する研修の実施	A B	こども家庭課 / 青少年課 / 保育幼稚園課 / 企画政策課
② 男女がともに就業継続ができる育児支援の充実	保育施設の整備・拡充、産休明け保育の充実、並びに延長保育や病後児保育、児童育成クラブ事業、幼稚園における預かり保育事業等の充実	A	保育幼稚園課 / 青少年課

◆ 合計特殊出生率

その年の女性の年齢別出生率を合計した値で、年齢構造の影響を除いた出生率の水準を示す指標。1人の女性が生涯に平均何人の子どもを産むかをあらわしています。

施策
Ⅲ -1-2

介護への男女共同参画支援

- ◆ 家庭で介護するのは女性が多い実情を踏まえて、在宅介護への高い要望に対応し、男女がともに担う介護のあり方や介護技術等を普及することがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 男女がともに担う介護に関する啓発事業の推進	男女がともに担う介護のあり方や介護技術を学ぶ講座の実施	B	公民館
② 男女がともに就業継続ができる介護支援の充実	介護に関する情報の提供。介護を支援する人への男女がともに担う介護のあり方等に関する研修の実施	B	高齢者支援課 / 企画政策課

施策
Ⅲ -1-3

高齢者・障がいのある人のための男女共同参画の推進

- ◆ 高齢者や障がいのある人においても、男女がともに自立して、いきいきと暮すことができるよう、環境を整備することがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 高齢者を対象とした男女共同参画に関する啓発事業の推進	高齢者生きがい学習講座を実施するとともに、老人クラブ等において女性と男性が対等に組織運営にかかわれるよう働きかける	A	高齢者支援課 / 公民館
② 障がい者支援事業の推進	障がい児保育の充実に努めるとともに、障がい者支援事業従事者への男女平等意識の向上を図るため男女共同参画研修を実施	A B	保育幼稚園課 / 企画政策課

施策
 Ⅲ-1-4

ひとり親家庭への自立支援

- ◆ ひとり親家庭では、ひとり親が女性の場合は家計の維持が、男性の場合は家事や子育てが困難になっています。ひとり親家庭の自立を支援する事業の充実を図ることがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 自立のための生活支援の充実	子どもの養育や教育に関する相談事業の実施や日常生活を支援するホームヘルパー派遣事業	A	こども家庭課
② ひとり親家庭への職業訓練の促進	就業を希望するひとり親家庭を対象とする職業訓練に関する情報の提供や就労支援事業	A	こども家庭課

 ジェンダーの
 ?

シリーズ⑤

母親が働くことは、子どもに悪影響を及ぼす？

「子どもが小さい間は家にいるものだと思っていました」「3歳までは母親がそばにいて育てないと、将来、子どもが非行に走るかも知れないと思うと心配で」。これらは家庭にいる女性たちの多くがしばしば口にする言葉です。

このような意識のもとになっているのが三歳児神話です。三歳児神話は、「子どもは3歳までは家庭において母親の手で育てないと、子どもの成長に悪影響を及ぼす」という子育てに対する考え方をさしています。しかし、子育てについて母親の役割だけが強調されているため、「そのような考え方には合理的な根拠は認められない」といわれています。

また、近年は、母親と子どもの過度な密着による弊害が指摘されるようになりました。子どもの成長にとっては、親だけでなく、できるかぎり多くの人が子どもとかわることが望ましいという認識も高まってきています。(93ページへ続く)

方針 2 職場における男女平等の促進

「市民意識調査」では、「職場で」を平等とする割合はわずか 20%程度であり、「社会通念・慣習・しきたりなどで」「政治の場で」に次いで低くなっています（26 ページ参照）。就労における性差別の解消、男女の能力開発や就労支援、職場における家庭・地域生活との両立支援を行うこととをとおして、市内事業所、市役所における労働環境の向上を図り、市民、事業所および市職員への職業生活と家庭・地域生活の調和を促す環境づくりに取り組みます。

施策 Ⅲ -2-1

就労における性差別の解消と条件整備

- ◆ 職場における制度や慣行の是正など、男女共同参画社会の実現に向けた職場環境の整備がねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 企業における労働環境改善に向けた啓発事業の推進	職場慣行是正に関する啓発事業やパートタイム・派遣労働者の労働環境向上のための啓発事業の実施や男女共同参画の視点にたった事業所実態調査の実施	A B	商工観光課 / 企画政策課
② 市職員における性別によるかたよりの改善	職務分担における男女平等や市職員の旧姓使用制度の周知の徹底	A	人事課

◆ M字型曲線

15 歳以上の女性の労働力人口比率を年齢階層別にグラフ化したときにできる、30 代前半を谷とし、20～24 歳、45～49 歳が 2 つの山になる M 字型の曲線のこと。結婚・出産で退職し、育児後再就職する「中断再就職型」のライフスタイルの女性が多いことをあらわしています。

◆ SOHO Small Office / Home Office

個人起業家や自営業者などが情報通信ネットワークや情報通信機器を利用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型のワークスタイル。育児や家事との両立が可能なることから、女性の SOHO が全体の約 7 割を占めています。

施策 Ⅲ -2-2

男女の能力開発と就労支援

- ◆ 再就職や起業などに関する情報の提供や講座の開催などをおして、男女の就業支援の充実を図ることがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 女性の再就職支援・キャリアアップの促進	結婚・出産等で家庭に入り再就職を希望する女性への情報の提供やビジネス・スキルを磨く講座等の開催	A	商工観光課
② 新しい働き方に関する情報の提供・啓発	SOHOなどの働き方に関する情報の提供や起業に関する講座や相談事業の実施	A	商工観光課 / 中央図書館

施策 Ⅲ -2-3

職場における家庭・地域生活との両立支援

- ◆ 市民、事業所および市職員を対象として、男女がともに仕事と家族的責任を両立できる環境づくりに向け、ワーク・ライフ・バランスへの理解を促すとともに、育児・介護休業制度の取得を促進することがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 市民へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	ホームページ等によるワーク・ライフ・バランスや育児・介護休業制度等に関する情報の提供	B	企画政策課
② 市内事業所へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発事業の実施、育児・介護休業制度の普及・啓発	B	商工観光課
② 市職員へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発事業の実施、市職員の育児・介護休業制度取得の奨励	B	人事課

目標
IV

意思決定・ 政策立案過程への 男女共同参画

方針

施策

基本事業

1

政策・方針決定への
女性の参画の促進・拡大

IV-1-1 管理職等への参画促進 ▶

- ① 企業へのポジティブ・アクションに対する取り組みの奨励
- ② 市職員等の性別にかたよりのない昇進・昇格の推進

IV-1-2 審議会等への参画促進 ▶

- ① 審議会等における委員構成の男女比の適正化
- ② 女性の人材リストの作成・整備

IV-1-3 女性のエンパワーメント支援 ▶

- ① 女性リーダーを養成する学習活動の充実支援

2

地域活動への男女
共同参画の推進

IV-2-1 地域活動への男女共同参画の促進と条件整備 ▶

- ① 地域活動団体役員への男女共同参画の推進
- ② 男女共同参画の視点にたった地域活動に関する情報の収集・提供

IV-2-2 防災・災害復興・環境保全等における男女共同参画の推進 ▶

- ① 男女共同参画の視点にたった防災・災害復興の体制整備
- ② 環境保全活動への男女共同参画の促進

3

国際的視野にたった
男女共同参画の促進

IV-3-1 国際理解と交流活動の促進 ▶

- ① 男女平等観にたった国際的視野を広げるための事業の促進
- ② 在住の外国人への相談体制の充実・連携協力

IV-3-2 平和への活動の促進 ▶

- ① 平和への理解の促進

目標達成に向け強化する施策・重点的に取り組む施策

1. 市や教育機関の管理職、審議会などの委員に、女性の登用を積極的に進めます。
2. 新たに、女性の進出が必要な分野（防災・まちづくり・環境等）への女性の参画を推進します。

■ 事業を推進するにあたって

民間企業における管理職に占める女性の割合をみると、図表9のとおり、どの役職も徐々に増加していますが、それでも係長相当で1割を超える程度であり、課長相当、部長相当は1割に満たない状況です。

一方、地域活動は、元来、男性よりも女性のほうが多い分野です。図表10は、市民活動団体に活動している人の男女別構成です。それによると、全体では、「女性だけ、あるいはほとんど女性」が38.3%と最も多く、「やや女性が多い」も加えると52.8%になります。男性は「男性だけ、あるいはほとんど男性」「やや男性が多い」を合わせても3割には届きません。その一方で、会長などの責任ある立場には男性がつくことが慣例になっている団体もみられます。

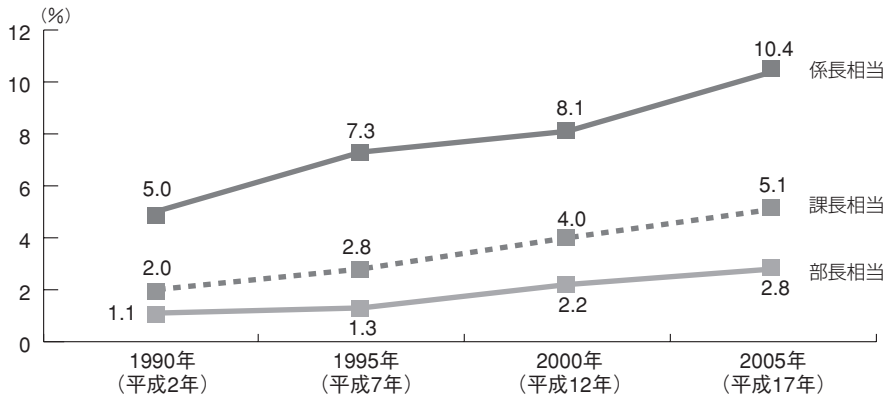
浦安市においても、このような傾向はそれほど大きく変わるわけではありません。男女共同参画社会の実現には、男女が対等な立場であらゆる分野の意思決定・政策立案過程に参画する機会が確保されることが大切です。

防災や災害復興、環境保全も、これまでは女性の参加が非常に少ない分野でした。そのため、女性の視点を反映させることが難しく、女性のニーズに対応できない傾向がみられました。国の「男女共同参画基本計画（第2次）」では、新しい取り組みとして、これらの分野への女性の参画を促すことが重点事項の一つになっています。

また、男女平等は世界に共通する人権問題であるといわれています。市民一人ひとりが人権尊重・擁護を重要な柱の1つとする男女共同参画の理念への理解を深めることは、性差別だけでなく、人種差別、民族差別をなくし、さまざまな国の暮らしや文化を認め合うことにもつながります。広く世界に目を向け、国際社会の一員としての視野を培うことが求められています。

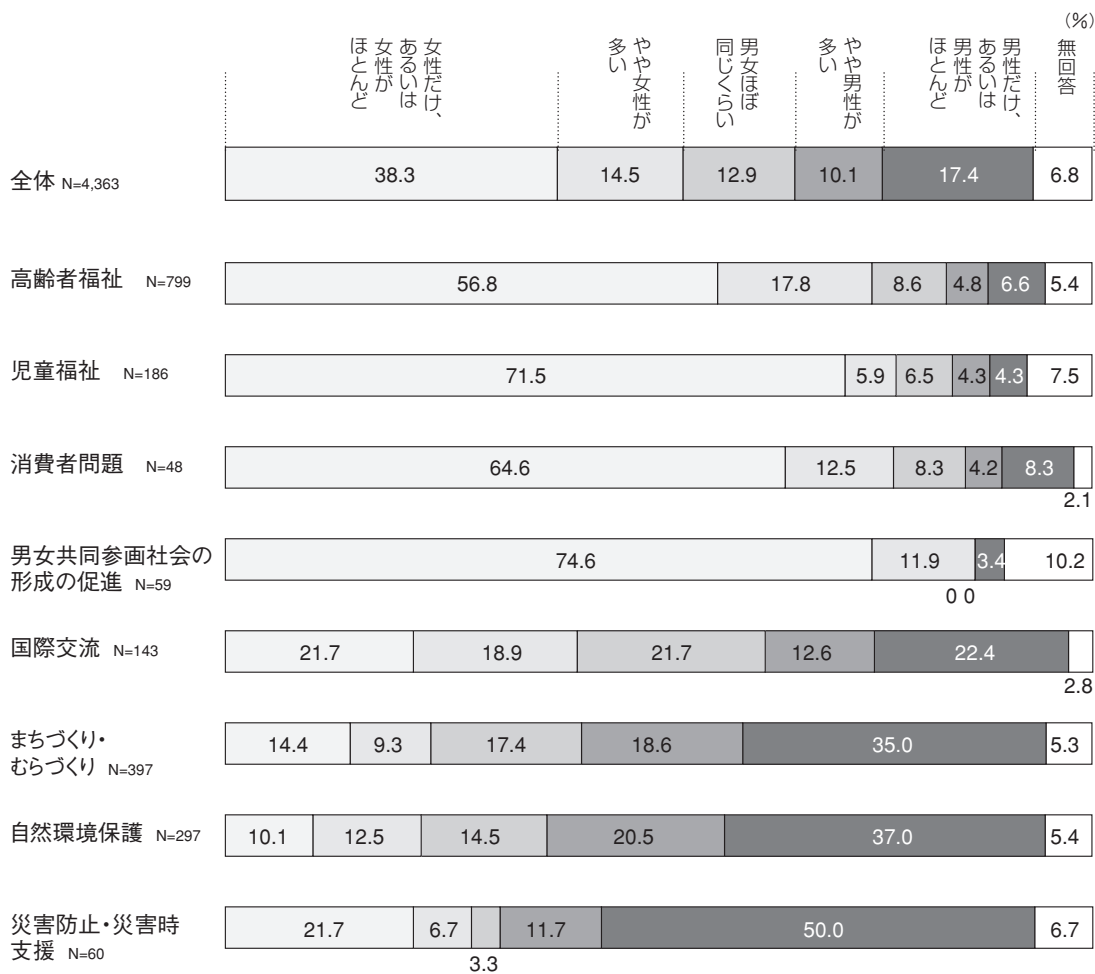
男女共同参画社会の実現をめざすには、職場や地域活動における政策・方針決定への女性の参画の促進・拡大、そして国際的視野にたった男女平等の推進が不可欠です。

図表 9. 民間企業における管理職に占める女性の割合



「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)

図表 10. 市民活動団体に活動する人の男女別構成比 (活動分野別)



「平成 16 年度市民活動団体基本調査」(内閣府)

方針 1 政策・方針決定への女性の参画の促進・拡大

政策・方針決定過程は、女性の参画が少なく、男性が多い分野です。そのため、女性の視点や女性のニーズを地域社会に生かしていくことが求められています。市や市内事業所における管理職や、審議会等委員への女性の積極的な登用を進めるとともに、政策・方針決定過程への参画を促すため、女性のエンパワーメントを図ります。

施策 IV-1-1

管理職等への参画促進

- ◆ 市および市内事業所において、女性が管理職として責任ある立場につくことについて、積極的な取り組みを進めることがならいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 企業へのポジティブ・アクションに対する取り組みの奨励	ポジティブ・アクションに関する情報提供や講座の開催	A	商工観光課
② 市職員等の性別にかたよりのない昇進・昇格の推進	管理職研修への男女平等な機会の提供と女性の参加の促進、市女性職員・女性教職員の管理職への積極的登用	A	人事課 / 学務課

◆高齢化率

総人口に占める65歳以上の人口の割合。高齢化率が総人口の7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、22%を超えると超高齢社会に区分されます。

施策
IV-1-2

審議会等への参画促進

- ◆ 男女共同参画社会の実現に向け、女性が政策・方針決定の場に参画するため、審議会等委員への女性の登用を促すことがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 審議会等における委員構成の男女比の適正化	女性が1人もいない審議会等の解消など、各審議会等の委員の男女構成比の見直し、公募等による女性委員の登用の拡大	A	広聴広報課
② 女性の人材リストの作成・整備	人材リストの作成・整備および女性の人材に関する情報提供	C	企画政策課

施策
IV-1-3

女性のエンパワーメント支援

- ◆ 女性の意思決定・政策立案過程への参画を促すため、地域のリーダーとして活躍できるよう、女性のエンパワーメントを促進することがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 女性リーダーを養成する学習活動の充実支援	女性リーダーの養成講座の開催	B	企画政策課

方針 2 地域活動への男女共同参画の推進

地域活動は、全般的には男性の参加が少ない分野です。そのため、性別によるかたよりが大きい団体もある一方で、会長などの責任ある役割を男性が担うことが慣例となっている団体もみられます。また、防災や災害復興、環境保全などについては、これまで女性の参加が非常に少なかったことから、男女のニーズの違いに対応するため、女性の視点を入れることが求められています。そこで、地域活動への男性の参加を促し、責任ある立場への女性の登用を働きかけるとともに、防災や災害復興、環境保全などの新しい分野への女性の参加を促す施策に取り組みます。

施策 IV-2-1

地域活動への男女共同参画の促進と条件整備

- ◆ 男性の少ない分野への男性の参加を促すとともに、地域活動団体等役員への女性の登用を働きかけるなど、男女平等観にたった地域活動を進めることがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 地域活動団体役員への男女共同参画の推進	地域で活動する団体等の役員の性別のかたよりの改善に向けた働きかけ	B	地域ネットワーク課 / 市民活動推進課 / 生涯学習課 / 青少年課
② 男女共同参画の視点にたった地域活動に関する情報の収集・提供	男女共同参画社会の実現や女性のエンパワーメント、男性の家庭・地域への参画などについてロールモデルとなるような地域活動に関する情報の収集・提供	B	企画政策課

施策
IV -2-2

防災・災害復興・環境保全等における男女共同参画の推進

- ◆ 防災や災害復興、環境保全など、女性の参加が少ない分野に対し、新たに女性の参画を促す取り組みを行うことがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 男女共同参画の視点にたった防災・災害復興の体制整備	男女のニーズの違いを考慮した防災対策、消防団への女性の参画、男女共同参画の視点にたった防災研修の実施	B	防災課/消防本部総務課/企画政策課
② 環境保全活動への男女共同参画の促進	環境審議会や環境基本計画推進に係るサポーター会議等への女性の積極的参画を図る	B	環境保全課

方針 3 国際的視野にたった男女共同参画の促進

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは国際的な流れの中で進められています。その流れを把握し、理解することは、浦安市における男女共同参画社会の形成に不可欠です。また、世界が平和であることは、男女の人権尊重・擁護を柱の1つとする男女共同参画社会形成の大前提であるといえます。男女平等に関する国際的な情報の収集・提供や国際理解を促す講座の開催などを通じて、世界の状況を的確に把握する施策を進めるとともに、浦安市で暮らす外国人への相談体制の充実・連携協力、平和に貢献する活動に関する情報提供などに取り組みます。

施策
IV -3-1

国際理解と交流活動の促進

- ◆ 外国籍の人たちの文化や価値観を理解するとともに、男女平等に関する国際的な動きを把握し、国際的な視野にたった男女共同参画を進めることがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 男女平等観にたった国際的視野を広げるための事業の促進	「女性プラザニュース」等を通じた男女平等に関する国際的な情報の提供や国際理解に役立つ講座、国際交流活動団体への支援、青少年の海外派遣事業の実施	A	企画政策課 / 地域ネットワーク課 / 青少年課
② 在住の外国人への相談体制の充実・連携協力	浦安に住む外国人への相談体制の充実	A	地域ネットワーク課

施策 IV-3-2

平和への活動の促進

- ◆ 男女の人権尊重・擁護に基づく男女共同参画社会の実現には、世界および日本が平和であることが不可欠です。情報提供等を通じて、平和をめざす意識を醸成することがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 平和への理解の促進	平和に貢献する活動に関する情報の収集・提供や平和に関する講座、講演会の開催	A	地域ネットワーク課

目標

V

推進体制の整備

方針

施策

基本事業

1

男女共同参画社会
の促進

V-1-1 男女共同参画条例制定に向けた取り組みの推進

- ① 男女共同参画条例制定に向けた調査・研究の実施
- ② 男女共同参画条例の制定に関する市民意識の醸成

V-1-2 女性プラザの整備・機能の拡充

- ① 女性プラザの機能の見直し・拡充
- ② 女性プラザの運営に関する市民参加の検討

2

市内推進体制の強化

V-2-1 計画推進のための横断的な体制の整備・拡充

- ① 推進体制の整備・拡充
- ② 男女共同参画に関する職員研修の拡充
- ③ 男女共同参画に関する職員研修プログラムの開発

V-2-2 計画進行管理の充実

- ① 男女共同参画プランの進行管理・評価
- ② 男女共同参画プランに関する基礎資料の収集・分析

3

協働ネットワーク
の構築

V-3-1 男女共同参画事業における市民参加の推進

- ① 市民参加による男女共同参画事業の拡充
- ② 男女共同参画施策に関する市民意見導入の推進

V-3-2 男女平等の視点にたったまちづくりへの協働の推進

- ① 女性団体のネットワークづくりの推進

目標達成に向け強化する施策・重点的に取り組む施策

1. 男女共同参画条例制定についての調査・研究に着手します。
2. 男女共同参画に関する職員研修の充実を図ります。
3. 市民参加により男女共同参画事業を推進します。

■ 事業を推進するにあたって

「人が輝き、躍動するまち・浦安」を基本目標とする「浦安市総合計画」（基本計画の計画期間 2001 年～2010 年）では、男女共同参画社会の形成は「ふれあいと交流に満ちたまちづくりを進める」という施策の大綱の中に位置づけられています。このプランは、その大きな枠組みの中で推進される個別に策定された計画の 1 つです。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、教育、労働、福祉、医療、環境、防災など、非常に多岐にわたっています。そのため、担当している分野にかかわらず、すべての市職員が男女共同参画社会に対する理解を深めていくことが、プランを推進する牽引力となります。

しかし、「職員意識調査」で男女共同参画社会に関する言葉の認知度をみると（図表 11）、「ドメスティック・バイオレンス」については比較的高いのですが、「男女共同参画社会」については 50%をわずかに超える程度であり、条例や法律の名称、専門的な言葉、最近使われるようになった言葉については、「聞いたことはあるが、内容は知らない」「まったく聞いたことがない」という回答が多くなっています。

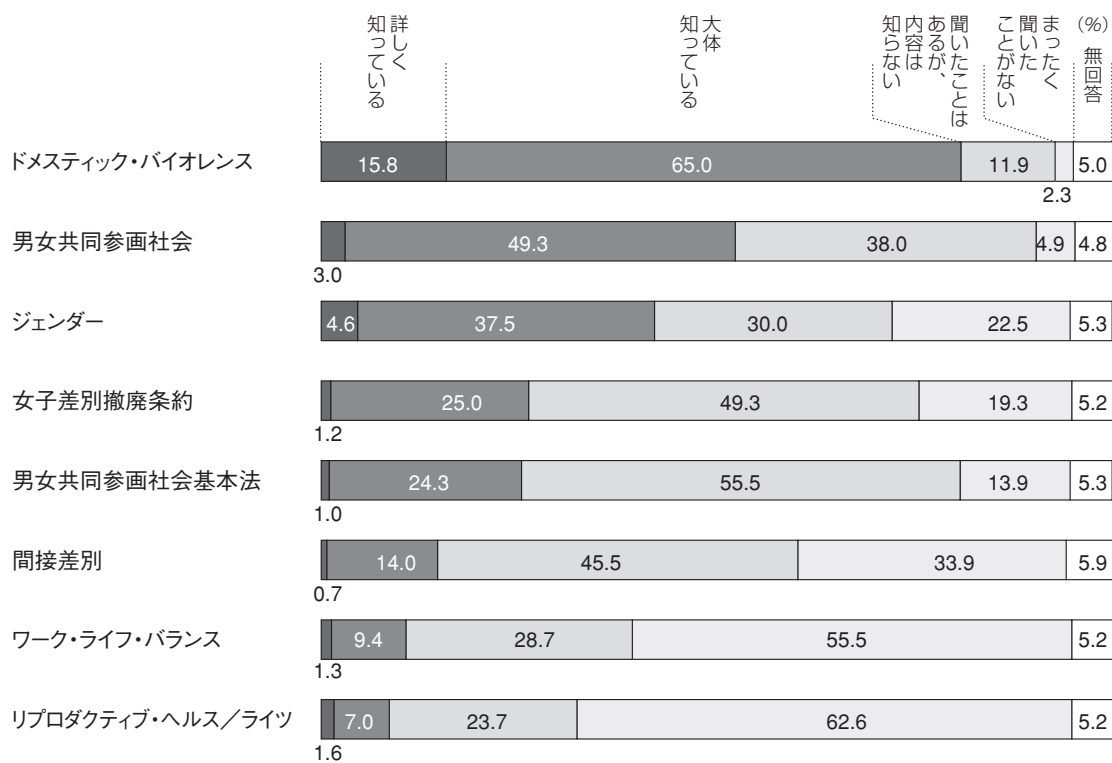
このように、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みに対する市職員の関心は、必ずしも高いとはいえません。言葉の認知度は関心の度合いを測るバロメーターでもあります。市職員についても、男女共同参画社会への関心を促し、理解を図る取り組みに力を入れることが必要です。

図表 12 は、「職員意識調査」の中の「男女共同参画社会に向けて市が推進すべき施策」の回答結果です。「研修などを通じて、市職員の男女平等意識を高める」と「意思決定や政策立案への女性の参画を進める」がほぼ同じ比率で並んでいます。また、「あらゆる分野に男女共同参画を進めるため、庁内の横断的な連携を促進する」も比較的多くなっています。研修と女性の登用、横断的な連携の必要性に対する職員の認識は高いといえます。

このような状況を踏まえて、男女共同参画社会の理念を正しく理解し、その実現に向けた動

きを加速させるため、庁内推進体制の整備・強化、市職員への研修の充実、市民参加による事業の推進に取り組む必要があります。

図表 11. 男女共同参画に関する言葉の認知度（全体）



「職員意識調査」全体 N=1165

図表 12. 男女共同参画社会に向けて市が推進すべき施策
（複数回答・全体・20%以上の項目（上位6位）のみ）

研修などを通じて、市職員の男女平等意識を高める	32.9
意思決定や政策立案への女性の参画を進める	32.7
男女共同参画社会の実現に向けて人材を育成する	29.9
人権問題や差別などに関する相談の充実や苦情処理機関の設置	25.7
男女共同参画について、市民への意識啓発を充実させる	24.3
あらゆる分野に男女共同参画を進めるため、庁内の横断的な連携を促進する	22.6

「職員意識調査」 (%) 全体 N=1165

方針 1 男女共同参画社会の促進

男女共同参画社会実現への動きを加速させるには、ジェンダー（社会的性別）における平等の意識を醸成するとともに、法制度の整備が欠かせません。市民、事業者、行政が担うべき役割・義務・責任に関する指針となる男女共同参画条例の制定に向けて本格的に調査・研究に取り組みます。また、女性プラザの果たす役割が増大しているため、事業の実施体制を整備する必要が生じています。そこで、男女共同参画の活動拠点である女性プラザの機能の拡充について準備・検討を進めます。

施策 V-1-1

男女共同参画条例制定に向けた取り組みの推進

- ◆ 浦安市がめざす男女共同参画社会にふさわしい条例づくりのあり方や条例の内容を検討することがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 男女共同参画条例制定に向けた調査・研究の実施	男女共同参画条例に関する先進事例の収集および調査・研究	B	企画政策課
② 男女共同参画条例の制定に関する市民意識の醸成	男女共同参画条例に関する先進事例の調査研究結果等を踏まえた情報の提供および講座等の開催の検討	C	企画政策課

施策
V-1-2

女性プラザの整備・機能の拡充

- ◆ 現在、女性プラザでは、情報提供、交流・ネットワークづくり、相談の3つの枠組みで事業を行っています。それらの事業のより一層の充実をめざすとともに、市民とともに男女共同参画社会づくりを進める拠点としての役割を果たせるよう、機能の見直し・拡充を図ることがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 女性プラザの機能の見直し・拡充	女性プラザの機能に関する調査研究の実施	B	企画政策課
② 女性プラザの運営に関する市民参加の検討	市民参加による女性プラザ運営会議の設置の検討	B	企画政策課

方針 2 庁内推進体制の強化

男女共同参画社会実現への動きを加速させるには、市職員への研修の充実と庁内における横断的な連携を図る推進体制の強化・拡充が必要です。そのため、着実にプランの進行管理を行うことにより、男女共同参画施策の実効性を高めます。

施策
V-2-1

計画推進のための横断的な体制の整備・拡充

- ◆ 市職員の男女共同参画への理解を促すとともに、関係各課が連携し組織的に事業に取り組むことをとおして、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的、効果的に推進することがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 推進体制の整備・拡充	男女共同参画庁内推進会議や学識経験者・市民による男女共同参画推進会議の開催	A	企画政策課
② 男女共同参画に関する職員研修の拡充	各種職員研修における男女共同参画に関する理解を深める研修内容の導入	B	企画政策課
③ 男女共同参画に関する職員研修プログラムの開発	各種職員研修における男女共同参画研修の内容（プログラム）の開発	B	企画政策課

施策
V -2-2

計画進行管理の充実

- ◆ プランが着実に進められているかどうかを評価・把握するとともに、市民の声を反映することにより、より一層効果的にプランを推進していくことがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 男女共同参画プランの進行管理・評価	事業調査の内容・実施・報告等について検討し、事業の実態がみえる調査を実施するとともに、その結果については、「浦安市男女共同参画推進会議」に報告・諮問	A	企画政策課
② 男女共同参画プランに関する基礎資料の収集・分析	プランの策定・改定の基礎資料として、市民意識調査を実施するとともに、政策方針決定過程への女性の参画状況や男女別統計データ等の活用。	B	企画政策課

方針 3 協働ネットワークの構築

男女共同参画社会づくりを推進するには、行政だけでなく、市民、事業者、行政の協働による取り組みが必要です。幅広く市民参加による施策の実施を図り、市民、事業者、行政の協働によるまちづくりを進めます。

施策 V -3-1

男女共同参画事業における市民参加の推進

- ◆ 男女共同参画事業では、これまでもフォーラムの開催や情報誌の編集等を市民参加によって行ってきました。それらの事業のより一層の充実を図るとともに、市民の意見を幅広く取り入れる仕組みの検討など、市民参加を推進することがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 市民参加による男女共同参画事業の拡充	男女共同参画情報誌編集会議や男女共同参画フォーラム実行委員会の設置・運営	A	企画政策課
② 男女共同参画施策に関する市民意見導入の推進	パブリックコメントの充実、男女共同参画苦情処理制度導入の検討	A C	企画政策課

◆ NPO Non Profit Organization

行政・企業とは別に社会的活動をする非営利民間組織。特定非営利活動促進法による法人格を取得している場合は、特定非営利活動法人といいます。男女共同参画をはじめ、福祉、まちづくり、環境など、さまざまな分野で活動しています。

施策 V-3-2

男女平等の視点にたったまちづくりへの協働の推進

- ◆ 市内の女性団体やNPO、グループ等のネットワークづくりを検討し、今後の市民、事業者、行政の協働による男女共同参画社会を築くための土台を築くことがねらいです。

基本事業名	事業内容	実施区分	担当課
① 女性団体のネットワークづくりの推進	市内の女性団体やNPO、グループ等のネットワークづくり	C	企画政策課

ジェンダーの



シリーズ⑥

ジェンダーは変わる？変えられる？

「女性と男性は体つきや体の機能、役割が異なるのだから、それぞれの特性を尊重して助け合うほうがよい」という意見をしばしば耳にします。こういう考え方を「男女特性論」といいます。その根底にあるのは、子どもを産むのは女性だから育児ができるのは当然、男性には力があるから重い物を持つのは当然というように、女性と男性の役割や能力の違いは生物学的性別（セックス）に基づいていると考える意識です。

性別には、生まれながらにして備わっている生物学的性別（セックス）と社会的・文化的につくられるジェンダー（社会的性別）があります。最近では、これまでほとんど男性で占められていた建築現場に、女性の技術者やダンプカーの運転手を見かけるようになりました。一方、保育園にお迎えに行く男性や赤ちゃんをだっこしてスーパーで買い物をしている男性と出会うこともあります。このように、女性・男性の役割や能力は、時代や社会、文化によって変わっていきます。男女共同参画社会の形成にあたっては、生物学的性別（セックス）とジェンダー（社会的性別）を区別して考えることが必要です。

男女共同参画とは、ジェンダー（社会的性別）を見直すことで男女平等に近づこうという考え方です。「自分がなりたいと思う自分」になろうとする一人ひとりの個性が、その人らしい役割を生み出し、能力を培っていきます。大切なことは、性別で役割や能力を判断するのではなく、一人ひとりの個性や能力を認め合い、誰もが自分らしさを発揮できる社会を築いていくことではないでしょうか。